

高岡市立こまどり支援学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他児童生徒の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校が児童生徒にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。

さらに、児童生徒自らがいじめの問題を自分の問題として捉え、傍観者とならず、教職員や身近な大人への報告等、いじめをやめさせるための行動をとることの重要性を理解させるよう努めます。

2 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

- ・いじめはどの児童生徒にも起こり得るという意識をもち、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。
- ・児童生徒の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童生徒一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

① 児童生徒理解と環境づくり

- ・児童生徒理解・児童生徒の安全確保・いじめに関する校内研修を行います。
- ・基本的な生活習慣の定着や社会性の育成に努めます。
- ・校訓「明るく なかよく がんばる子」のもと、共感的な人間関係を築きます。
- ・児童生徒理解に努め、個々の実態を踏まえた個別の指導計画を作成します。

② 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

○「いのちの教育」の推進

- ・道徳科の授業で、いじめに関する資料を取り扱います。
- ・小動物の飼育や体験活動を通し、命の大切さを知る取組を行います。
- ・ソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、人と関わったり、コミュニケーションを図ったりする能力を育てます。

○児童生徒が主体となる取組の充実

- ・学校、学部行事をはじめ児童生徒会活動等を通し、互いを認め合う集団活動を展開します。
- ・異学年での集会活動やボランティア活動等を行い、自己存在感や自己有用感を育みます。

③ 家庭や地域等との連携

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努めます。
- ・ネットいじめを防止するため、情報モラル教育を進めるとともに、PTAの協力を得て、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行います。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、危機意識をもち、軽視することなく、積極的に関わります。また、早い段階からチームを組んで的確に対応します。

① 日常的な観察

毎日の連絡帳、児童生徒との雑談や普段の授業等から情報を集め、教職員間で情報の共有に努めます。

② アンケート調査

いじめに関する実態調査を行います。

③ 教育相談

- ・児童生徒の個人面談を実施します。
- ・保護者や地域の人から情報を得るために、保護者会等の機会を活用します。

(3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童生徒の安全を確保し、組織的な対応を行います。

また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応します。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・いじめられた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保します。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ対策委員会で情報を共有します。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡します。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

② いじめられた児童生徒及びその保護者への支援

- ・いじめられた児童生徒の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、環境を整えます。

③ いじめた児童生徒への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童生徒やその保護者への謝罪といじめた児童生徒への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・いじめた児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童生徒に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携した対応をとります。

(4) いじめの再発防止

同じ児童生徒が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぎます。

また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

① 児童生徒の見守り

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。

- ・児童生徒の変化を定期的に確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行います。

② 再発防止の取組

- ・互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めます。
- ・「特別の教科 道徳」や特別活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

3 いじめ対策委員会

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学部主任、担任、その他関係する教職員

(2) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・いじめ事案の調査と対応

4 年間計画

月	取組	月	取組
4	・保護者懇談	10	・教育相談 ・児童生徒アンケートの実施
5	・校内研修 (児童生徒理解・児童生徒の安全確保等)	11	・薬物乱用防止教室
6	・教育相談 ・児童生徒アンケートの実施	12	・保護者アンケートの実施 ・保護者懇談
7	・保護者アンケートの実施 ・学校評価の結果集計、考察 ・保護者懇談	1	・個別の指導計画の見直し ・学校評価の結果集計、考察
8	・個別の指導計画の見直し ・校内研修 <u>(児童生徒の安全確保に関する研修)</u>	2	・教育相談 ・児童生徒アンケートの実施
9	・校内研修 <u>(児童生徒理解・児童生徒の安全確保等)</u>	3	・保護者懇談